

更生保護施設の取組

更生保護法人全国更生保護法人連盟

事務局長 稲葉 保

0. 全国更生保護法人連盟とは

- 犯罪をした人や非行のある少年が、地域の中で再出発していくためには、「適切な居場所」、「活躍の場」、「地域社会の理解と支え」が不可欠
- 全国には、再出発しようとする人たちを支える更生保護事業者が存在
- 全国更生保護法人連盟は、全国の更生保護事業者に対する連絡調整、助成、職員に対する研修、情報提供、顕彰などを通じてその活動をサポートする全国団体

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク



0. 全国更生保護法人連盟とは

● 更生保護事業者とは…

「更生保護事業法」に基づき、犯罪をした人や非行のある少年など再出発を目指す人たちの改善更生・社会復帰を支える活動に取り組む民間の事業者。
継続保護事業者、一時保護事業者、連絡助成事業者の3種類。

犯罪をした者等を「更生保護施設」で一時的な宿泊場所を提供するとともに、必要な生活指導などを実施
【全国101事業者】

連絡助成事業

継続保護事業・一時保護事業に対する助成、連絡・調整、啓発などを実施
【全国67事業者】

継続保護事業

一時保護事業

現に更生保護施設に入所していない者に対し、通所又は訪問による相談支援や、金品の給与などを実施
【全国150事業者】



0. 全国更生保護法人連盟とは

・全国の更生保護事業者の状況等

(令和5年1月1日現在)

	更生保護法人	非更生保護法人	(合計)
継続保護事業を営む	1	1	2
連絡助成事業を営む	15	1	16
一時保護事業を営む	1	-	1
継続保護事業及び一時保護事業を営む	96	2	98
連絡助成事業及び一時保護事業を営む	50	-	50
すべてを営む	1	-	1
(合計)	164	4	168

更生保護事業法の改正

- 令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、更生保護事業法の一部改正が令和5年12月に施行
- 改正後は、更生保護事業の名称を変更するとともに、事業を一層明確化している。

【改正後の主な内容】

継続保護事業



宿泊型保護事業

一時保護事業



通所・訪問型保護事業

- ! 通所や訪問により継続的な支援を実施することを明記

連絡助成事業



地域連携・助成事業

- ! 想定される事業内容を例示列挙
 - 地域の連携協力体制の整備
 - 更生保護活動への地域住民の参加の促進
 - 人材の確保、養成及び研修
 - 啓発、連絡、調整又は助成

- ! 宿泊型保護事業と通所・訪問型保護事業に「特定の犯罪的傾向を改善するための援助」などを追加



法改正により更生保護事業の一層の推進が期待されている

1. 更生保護とは

- 更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動
- 「犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会」、「新たな被害を生まない社会」につながる



第73回“社会を明るくする運動”広報用ポスター

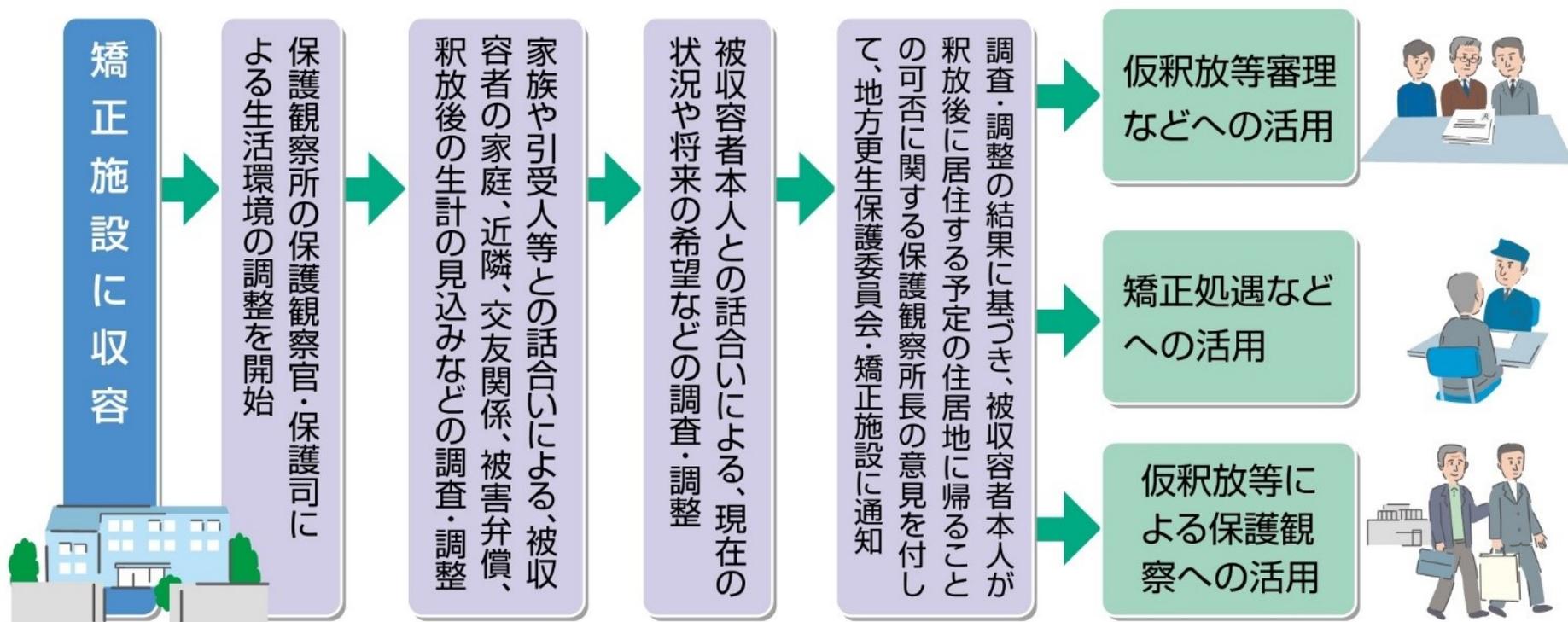
1. 更生保護とは

- 官（法務省）と民間（保護司、更生保護施設ほか）との連携・協働によって行われる
 - ① 生活環境の調整
 - ② 仮釈放・仮退院等
 - ③ 保護観察
 - ④ 更生緊急保護

※ 他にも令和5年12月に施行される改正更生保護法において、「刑執行終了者に対する援助」や「更生保護に関する地域援助」が新たに明記

①生活環境の調整

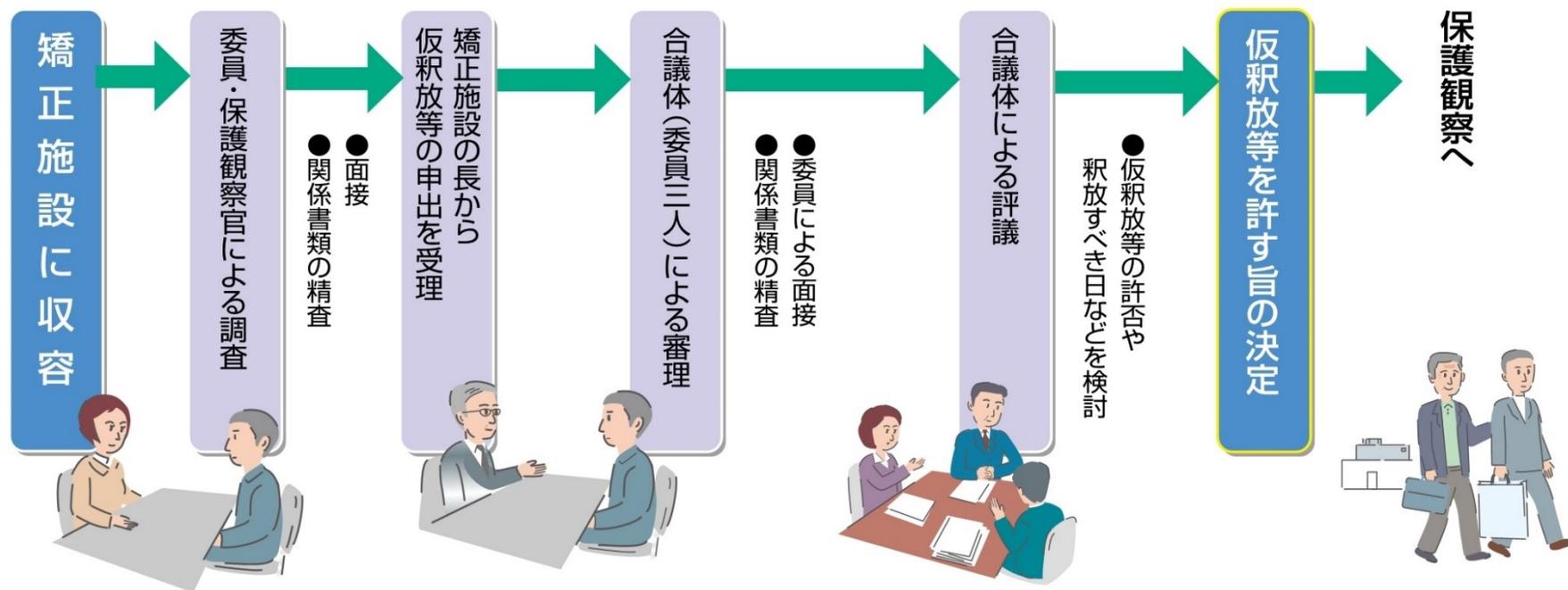
- 矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、円滑な社会復帰を目指す手続



② 仮釈放・仮退院等

- 矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度
- 刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等がある（仮釈放などの期間中は保護観察に付される）

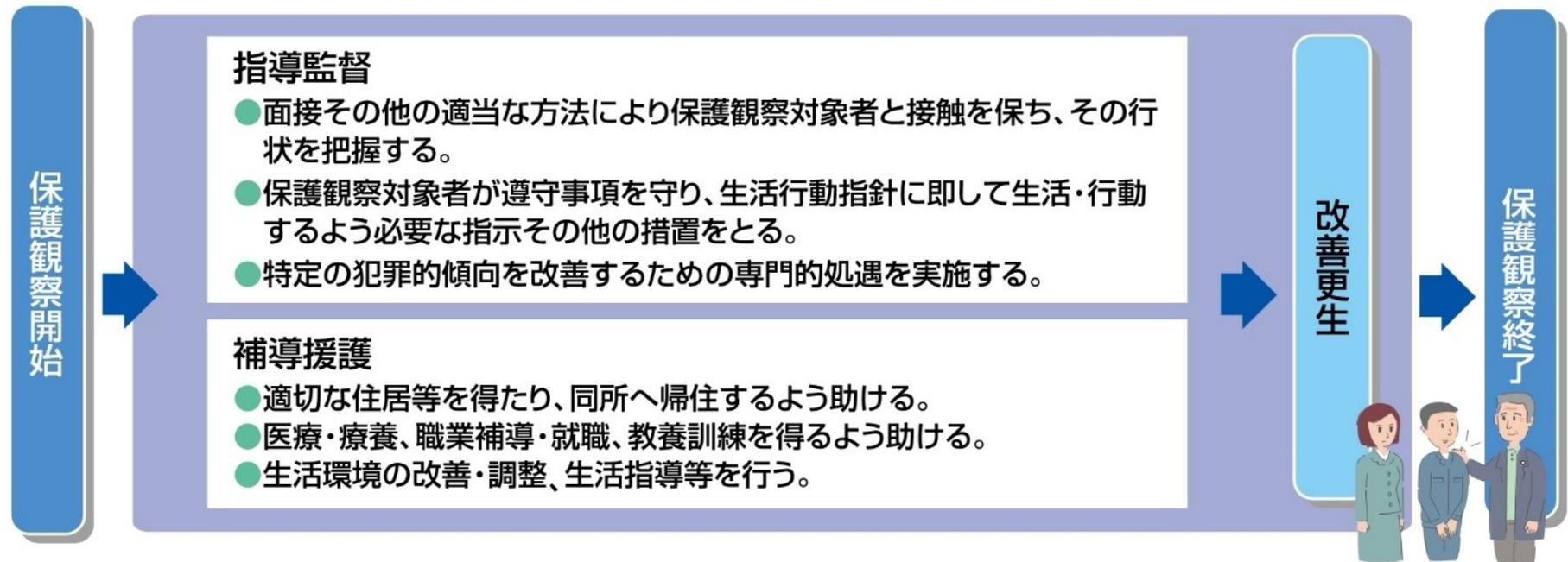
地方更生保護委員会における仮釈放等の手続（典型的な例）



③ 保護観察

- 犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの
- 保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者 及び 婦人補導院仮退院者の計 5 種の人を対象

保護観察の流れ・方法



④更生緊急保護

- 保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で、援助や保護が必要な場合には、下の図のような措置を受けることができる

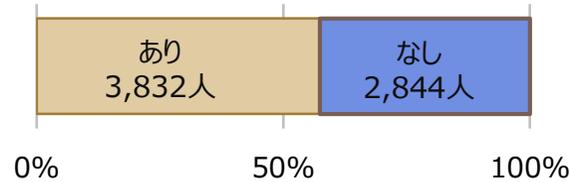
種別	対象	期間	措置の内容
救急の応急の保護等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の給与 ・ 医療及び療養の援助 ・ 帰住の援助 ・ 金品の給貸与 ・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・ 就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	<p>次の①②③のすべてにあてはまる人</p> <p>①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人</p> <p>②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人。</p> <p>③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人</p>	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

住居確保の必要性

満期釈放者の帰宅先

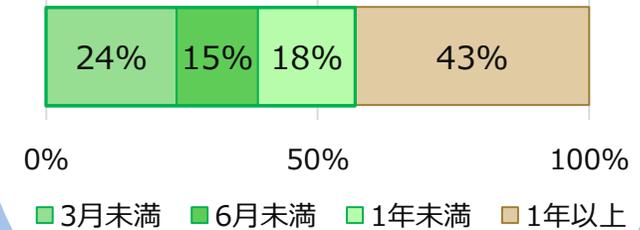
(出典：令和3年矯正統計年報)



帰るべき場所がない者が
約3,000人存在

前刑出所時に帰るべき場所がなかった者の再犯期間

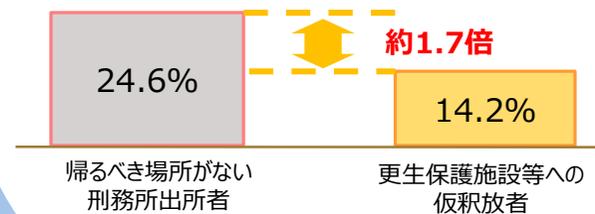
(出典：平成21年犯罪白書)



帰るべき場所がなかった者の
約6割が1年未満で再犯

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率 (令和3年出所者)

(出典：法務省調べ)



再犯防止のためには、出所者等の「住居」の確保が不可欠

2. 更生保護施設とは

更生保護施設の役割

- 刑事施設から釈放された人や保護観察中の人などで、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設
- 刑事施設を釈放された人の約 2 割が一時的に帰住している
- 宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導や職業補導、その他特性に応じた処遇などを行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献

24時間365日体制で、入所者の特性に応じたきめ細かな処遇を実施

2. 更生保護施設とは

更生保護施設の設備等



外観



居室



食堂



浴室



洗濯場

更生保護施設での活動

処遇・支援の様子



薬物依存からの回復に向けたグループミーティングの様子



コミュニケーション能力の向上に取り組むワークの様子



訪問支援の様子

地域に開かれた更生保護施設



地域の方々による料理教室の様子

地域の方々との交流会の様子



2. 更生保護施設とは

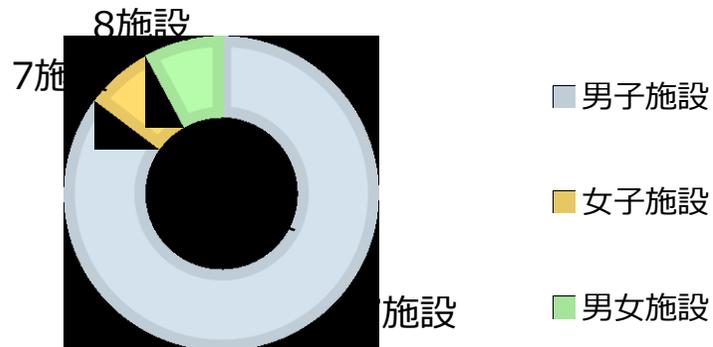
更生保護施設の状況

◆更生保護施設の配置状況

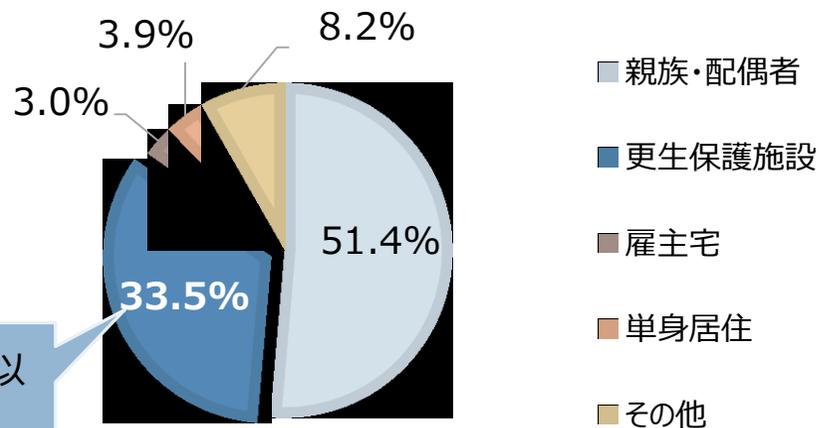
各都道府県に1施設以上設置



◆施設数 102施設
◆定員 2,399人



◆仮釈放者の帰住先割合 (R3)



- 刑事施設仮釈放者の3割以上が更生保護施設に帰住

2. 更生保護施設とは

職員体制など

◆経営主体

更生保護法人	99施設 (98法人)
社会福祉法人	1施設 (1法人)
N P O 法人	1施設 (1法人)
一般社団法人	1施設 (1法人)

◆職員体制

常勤職員 5名程度 (平均)

施設長

補導主任

補導員

※一部の施設には、福祉・薬物・訪問支援の専門スタッフを配置

非常勤職員 (調理員、宿日直職員等) を配置

2. 更生保護施設とは

更生保護施設における処遇

- SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育等の特性に応じた多様な指導や支援〔特定補導〕などを実施
- 全国77施設に福祉スタッフを配置し、高齢・障害者を受け入れるための取組を実施
 - ※ 主に少年を受け入れる更生保護施設（3施設）にも福祉スタッフを配置し少年処遇を充実
- 全国25施設に薬物専門スタッフを配置し、薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施
- 全国11施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問により生活相談等を行う取組〔訪問支援事業〕を開始

更生保護施設における特定補導の実施について（R5年度～）

更生保護施設が行う多様な処遇のうち、内容や負担等に応じた4つの処遇について、国が更生保護施設に実施を委託できる新たな仕組みを導入

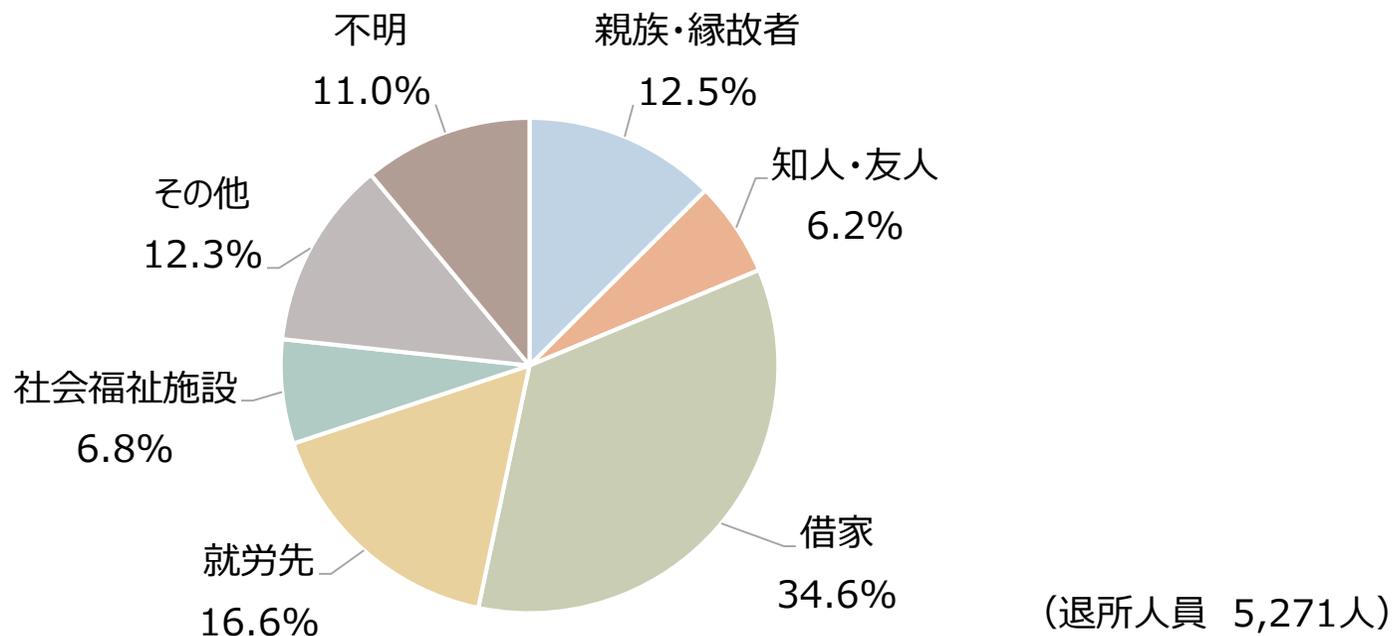


	 A群 3,400円	 B群 1,297円	 C群 814円	 D群 349円
定義	認知行動療法等に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順により対象者の認知の偏りなどを修正し、問題行動を変容させることを内容とするもの	グループ・ミーティング等の形式で実施され、薬物、アルコール、ギャンブル等に対する依存からの回復に向けた取組を実施又は維持させることを内容とするもの	社会生活技能訓練（SST）、就労セミナー、コラージュ療法等、自立した生活を営む上で改善すべき個別の課題や問題性を解消するために個別的に働き掛けることを内容とするもの	社会奉仕活動、地域交流活動等、自立した生活を営む上で必要な集団における体験や機会を提供することを内容とするもの
処遇内容	認知行動療法を理論的基盤とし、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順によるもの	依存性薬物・アルコール・ギャンブルなど、各種依存の改善に資するもの	個々の社会適応性を向上させるために必要な知識や能力の習得に資する個別的な働き掛けを前提とするもの	自立した地域生活への円滑な移行のために必要な知識や能力の向上に資するもの
該当処遇	薬物依存回復プログラム 性犯罪防止プログラム 暴力防止プログラム など	依存からの回復に向けたグループ・ミーティング 薬害教育、酒害教育 など	SST、就労支援セミナー、コラージュ療法、法律相談会、医療・年金相談会、長期刑中間処遇における外出同行、薬物中間処遇における自助グループへの参加や就労・福祉に係る支援調整 など	社会奉仕活動 地域交流活動 など
対象者	特定の犯罪的傾向を有し、同種犯罪を反復するおそれのある者	各種依存が認められる者	社会適応上の課題を抱えていると認められる者	自立した地域生活への移行に課題を抱えていると認められる者
実施者	原則、保護局が指定する研修を受講した更生保護施設職員2人以上	更生保護施設職員 1人以上		
実施形式	集団又は個別	集団	集団又は個別	集団
実施時間	1回当たり おおむね90分	1回当たり おおむね60分		
		※原則、更生保護施設内		※原則、更生保護施設内又は更生保護施設外の地域社会
		※各群いずれも「保護観察所の長が相当と認めたもの」であること		

更生保護施設退所後の住まいの確保

- 更生保護施設での在所（入所）期間は、平均約80日
- この間に、施設退所後の住まいや就労先、利用する福祉サービス等を確保し、退所の日を迎えられるよう必要な調整・支援を行う

更生保護施設からの退所先（R3年度）



更生保護施設退所後の住まいの確保

ケース1 社会福祉施設との連携

- ◆ 刑務所から仮釈放となり更生保護施設に帰住したが、心身の不調のため、就労よりも治療を優先することとし、精神科への通院を継続
- ◆ 更生保護施設退所後のグループホーム入所や、障害福祉サービスの利用に向けて、更生保護施設の福祉スタッフが中心となり、関係機関・団体等とのケア会議を開催するなど、必要な調整を実施
- ◆ 更生保護施設在所期間中に、グループホームの調整ができたため、期間満了とともに更生保護施設を退所してグループホームでの生活に移行
- ◆ 現在は、生活保護を受給しながら、グループホームで落ち着いた生活を送っている
- ◆ 本人から更生保護施設に定期的に電話があり、施設職員が相談に乗り、アドバイスをするなどしている

更生保護施設退所後の住まいの確保

ケース2 居住支援法人との連携

- ◆ 更生保護施設入所中から居住支援法人にかかわってもらい、不動産屋への同行をはじめとした支援を実施
- ◆ 居住支援法人が、本人の強み（穏やかな性格である、働く意欲と社会性がある…など）を、大家さんに説明してくれるなど、親身になって話を聴き、根気よく支援を実施してくれた
- ◆ 一度、決まっていた賃貸住宅への入居がダメになってしまったが、居住支援法人が「次、頑張ろう」と寄り添ってくれたことで、本人の気持ちも持ち直し、その後、別の比較的低廉な家賃の賃貸住宅への入居が決定
- ◆ 並行して、更生保護施設が、協力雇用主と協力するなどして本人の就労支援を行い、社会福祉法人の職員として就労が決定
- ◆ 本人はまもなく更生保護施設を退所し、賃貸住宅に転居予定であり、「退所後も時々顔を出します。」と更生保護施設職員に話している

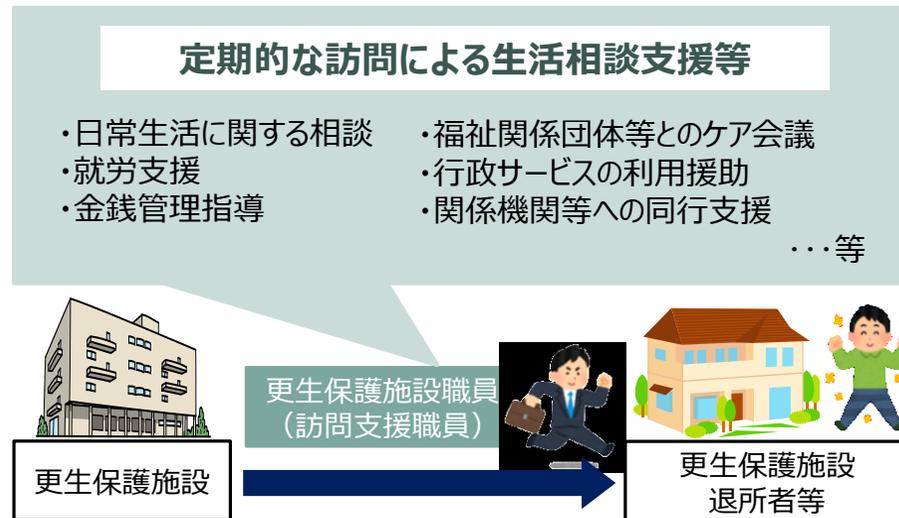
更生保護施設退所後の“息の長い支援”

フォローアップ事業

- 平成29年度～
- 更生保護施設退所者に、元々入所していた更生保護施設に通所してもらい、必要な生活相談などを行う

訪問支援事業

- 令和3年10月～（全国11施設で開始）
- 従来の通所型ではなく、更生保護施設退所者等の自宅などを更生保護施設職員（訪問支援の専門スタッフ）が訪問し、必要な生活相談などのほか、関係機関等とのケア会議や同行支援も行う



更生保護施設退所後の“息の長い支援”

ケース1 単身生活への円滑な移行に向けた支援

- ◆ 更生保護施設退所後、生活保護を受けながら福祉施設で生活
- ◆ 単身生活に円滑に移行するため、訪問支援を開始
- ◆ 単身生活後の変化への不安から精神的に不安定な状態となったため、月3回の頻度で訪問し、浪費しないように生活するための金銭管理等の助言や支援を実施
- ◆ あわせて単身生活後に本人に必要な支援・福祉サービスが受けられるように、医療機関や福祉関係機関等への同行支援を実施
- ◆ 単身生活移行後も、住民票の異動手続や医療機関受診に同行するとともに、本人の生活への相談に応じて不安軽減を図った
- ◆ また、従前から利用手続を進めていた福祉団体と今後の支援体制についてのケア会議を実施するなどして、訪問支援終了後の支援体制の構築に努めた

更生保護施設退所後の“息の長い支援”

ケース2 薬物やアルコールの依存の課題を抱える者への支援

- ◆ 更生保護施設在所中から心情が不安定であり、地域定着のために継続的な支援が必要だと判断し訪問支援を実施
- ◆ 更生保護施設退所後は、問題飲酒による浪費がみられたため、就労先の社長と協力して本人の金銭管理を実施
- ◆ 時折、精神的に不安定となり、本人から離職の意向が示されたが、訪問支援による定期的な相談に応じるとともに、就労を中心とした生活を送るよう粘り強く働きかけたことから、就労は継続することができた
- ◆ その後も、新型コロナウイルスによる生活の変化により精神的な不安定となり、問題飲酒や対人トラブルが起きたものの、その都度、親身になって相談に応じ、大きなトラブルは未然に防止し、再犯なく生活を継続

更生保護施設退所後の“息の長い支援”

- 更生保護施設は刑務所出所者等の一時的な帰住先であり、施設退所後に地域において自立した生活を送れるようにすることが重要
- 保護観察所において居住支援法人と連携した個別ケースのうち、約5割が更生保護施設入所中のケースであり、更生保護施設にとって居住支援法人との連携は重要
- 更には、更生保護施設はフォローアップ事業や訪問支援事業により、更生保護施設退所後の見守り支援を実施している
→ **居住支援法人のような役割を担うことが可能**
- 更生保護施設を運営する法人が別の法人を立ち上げ、居住支援法人としての指定を受けている例もある

「誰一人取り残さない社会」を

- ◆ 更生保護施設は、社会復帰のきっかけとなる一時的な場所、入所当初から退所後の自立した生活を目指して、支援。
- ◆ 更生保護施設から一足飛びに一般の民間賃貸住宅への転居はハードルが高く、ゆるやかな支援や見守りのある「居場所」が極めて重要。
- ◆ 居住支援法人を始め、住み込み就労先、自立準備ホーム等、本人の特性や状況にあった「居場所」を調整し、更生保護施設退所後の社会復帰を促進。
- ◆ 今後は、更生保護施設が居住支援法人となることや家主の方、物件を管理されている不動産業者の方の負担を軽減するため、更生保護施設が見守りや相談支援を担うことで、刑務所出所者を含む住宅確保要配慮者の住居確保を始めとする社会復帰や生活の安定を促進したい。
 - **ただし、運営基盤が脆弱な更生保護施設は、自己資金でこうした役割を担うことが困難であるため、国からの補助などが必要**

「誰一人取り残さない社会」を

自立更生と社会復帰を助け、再犯や再非行を防止し、新たな被害者を生まないことにより、安全・安心な社会づくりに寄与する更生保護事業に、より多くの方々の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。